

島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後					改正前				
島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱					島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱				
1. 2. 3. 4. [略] (交付額の算定方法) 5. この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。					1. 2. 3. 4. [略] (交付額の算定方法) 5. この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地 診療所 施設整 備事業	[略]	[略]	2分の1	1か所につき 1,000千円	へき地 診療所 施設整 備事業	[略]	[略]	2分の1	1か所につき 1,000千円
	へりポート1か所当 たり <u>76,960</u> 千円	へりポート整備に必要な 工事費又は工事請負費		—		へりポート1か所当 たり <u>75,083</u> 千円	へりポート整備に必要な 工事費又は工事請負費		—
過疎地 域等特 定診療 所施設 整備事 業	[略]	[略]	[略]	[略]	過疎地 域等特 定診療 所施設 整備事 業	[略]	[略]	[略]	[略]
へき地 医療拠 点病院 施設整 備事業	[略]	[略]	[略]	[略]	へき地 医療拠 点病院 施設整 備事業	[略]	[略]	[略]	[略]

<p>離島等患者宿泊施設施設整備事業</p>	<p>次に掲げる基準面積に <u>294</u> 千円を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)</p>	<p>離島等患者宿泊施設として必要な新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>3分の2</p>	<p>—</p>		<p>離島等患者宿泊施設施設整備事業</p> <p>次に掲げる基準面積に <u>287</u>千円を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)</p>	<p>離島等患者宿泊施設として必要な新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>3分の2</p>	<p>—</p>	
<p>有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</p>	<p>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり <u>2,019</u> 千円を加算する。</p> <p>(1)通常型スプリンクラー 基準面積 1㎡当たり 基準単価 <u>19.9</u> 千円</p> <p>(2)水道連結型スプリンクラー 基準面積 1㎡当たり 基準単価 <u>19.2</u> 千円</p> <p>(3)パッケージ型自動</p>	<p>スプリンクラー (パッケージ型自動消火設備を含む) 整備のために必要な工事費又は工事請負費</p>	<p><u>2分の1</u></p>	<p>—</p>		<p>有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</p> <p>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 1㎡当たり 基準単価 <u>17.8</u> 千円</p>	<p>スプリンクラー (パッケージ型自動消火設備を含む) 整備のために必要な工事費又は工事請負費</p>	<p><u>定額</u></p>	<p>—</p>	

	<p>消火設備</p> <p>基準面積 1 m² 当たり</p> <p>り</p> <p>基準単価 23.2 千円</p> <p>(4) 消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号) 第 32 条適用設備</p> <p>基準面積 1 m² 当たり</p> <p>り</p> <p>基準単価 22.6 千円</p>									
	<p>自動火災報知設備を新設する場合</p> <p>1 施設当たり 1,050 千円</p>	<p>自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費</p>	<p>定額</p>				<p>自動火災報知設備を新設する場合</p> <p>1施設当たり 1,050 千円</p>	<p>自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費</p>		
産科医療機関施設整備事業	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]
分娩取扱施設施設整備事業	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]	[略]

(注) [略]

6～13. [略]

(その他)

14. 特別の事情により 5、8、9 及び 12 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(注) [略]

6～13. [略]

(その他)

14. 特別の事情により 5、8、9 及び 12 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則（平成6年8月23日長第97号）～

附 則（令和元年7月3日医第546号）〔略〕

附 則（令和2年9月2日医第1028号）

1. この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

2. 令和元年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

附 則（平成6年8月23日長第97号）～

附 則（令和元年7月3日医第546号）〔略〕

〔新設〕

別表 1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

施設の名 称	種 目 等	構 造 別	単 価
へ き 地 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	164,900
		ブロック	143,600
		木 造	164,900
	離島豪雪 地 区	鉄筋コンクリート	176,600
		ブロック	154,200
		木 造	176,600
過 疎 地 域 等 特 定 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	164,900
		ブロック	143,600
		木 造	164,900
	離島豪雪 地 区	鉄筋コンクリート	176,600
		ブロック	154,200
		木 造	176,600
へ き 地 医 療 拠 点 病 院	病 棟	鉄筋コンクリート	220,000
		ブロック	192,100
	診 療 棟	鉄筋コンクリート	245,600
		ブロック	215,000
	医師住宅	鉄筋コンクリート	164,900
		ブロック	143,600
木 造		164,900	
産 科 医 療 機 関	診療部門	鉄筋コンクリート	220,000
		ブロック	192,100
		木 造	220,000
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	245,300
		ブロック	214,500
		木 造	245,300
分娩取扱施設	分娩室	鉄筋コンクリート	220,000

別表 1平方メートル当たり単価表

(単位：円)

施設の名 称	種 目 等	構 造 別	単 価
へ き 地 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	160,900
		ブロック	140,100
		木 造	160,900
	離島豪雪 地 区	鉄筋コンクリート	172,300
		ブロック	150,400
		木 造	172,300
過 疎 地 域 等 特 定 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	160,900
		ブロック	140,100
		木 造	160,900
	離島豪雪 地 区	鉄筋コンクリート	172,300
		ブロック	150,400
		木 造	172,300
へ き 地 医 療 拠 点 病 院	病 棟	鉄筋コンクリート	214,600
		ブロック	187,400
	診 療 棟	鉄筋コンクリート	239,600
		ブロック	209,800
	医師住宅	鉄筋コンクリート	160,900
		ブロック	140,100
木 造		160,900	
産 科 医 療 機 関	診療部門	鉄筋コンクリート	214,600
		ブロック	187,400
		木 造	214,600
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	239,300
		ブロック	209,300
		木 造	239,300
分娩取扱施設	分娩室	鉄筋コンクリート	214,600

	病室	ブロック	192,100
	入所室等	木造	220,000
		鉄筋コンクリート	245,300
	宿泊施設	ブロック	214,500
		木造	245,300

(注) [略]

	病室	ブロック	187,400
	入所室等	木造	214,600
		鉄筋コンクリート	239,300
	宿泊施設	ブロック	209,300
		木造	239,300

(注) [略]